

## 第5回 草津市自転車安全利用検討委員会

日時：平成25年7月12日（金）13時30分～

場所：草津市立まちづくりセンター 301会議室

### 委員会次第

1 開会

2 議題

①前回委員会の論点について

②提言（案）について

3 その他

次回日程等について（平成25年8月上旬）

閉会

「草津市自転車安全利用検討委員会」委員名簿

(敬称略)

所属等	氏名
市民代表(公募)	嶋 田 正 男
市民代表(公募)	山 本 恵 美
草津市自治連合会	川 瀬 善 行
草津市老人クラブ連合会	西 蔵 清 彦
草津商工会議所	金 澤 郁 夫
草津栗東地区労働者福祉協議会	福 永 正
滋賀県バイコロジーをすすめる会	石 塚 隆
滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	大 西 清
滋賀県自転車防犯協会	田 中 吉 恵
草津市立小中学校校長会	水 野 靖 枝
滋賀県立高等学校	辻 美 也 子
立命館大学	小 川 圭 一
滋賀県立大学	近 藤 隆 二 郎
学校法人立命館 BKC事務局	高 取 彰
滋賀県脊髄損傷者協会	前 野 奨
草津市商店街連盟	駒 井 喜 行
草津栗東交通安全協会	松 村 幸 子
草津警察署	堤 伸 一
滋賀県土木交通部	小 嶋 栄 子
滋賀県南部土木事務所	林 奈 央

## 検討委員会スケジュール

日程	会議の主な内容（予定）
平成 24 年 11 月 30 日	<b>第 1 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 検討委員会について説明 ・ 現状の自転車マナー等について意見交換
平成 25 年 1 月 28 日	<b>第 2 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 前回の論点を再確認 ・ 市民アンケート調査の実施結果について説明 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換
3 月 25 日	<b>第 3 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換
5 月 29 日	<b>第 4 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換 ・ 提言（案）について意見交換
7 月 12 日	<b>第 5 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換 ・ 提言（案）について意見交換およびとりまとめ
8 月上旬	<b>第 6 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 提言書を市長へ提言 ・ 今後の取り組みについて意見交換



市長へ自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する提言書を提出

## 提言後のスケジュール

日程	主な内容（予定）
平成 25 年 9 月頃	提言を踏まえ、条例（素案）を作成
10 月頃	条例（素案）のパブリックコメントの実施
11 月頃	パブリックコメントの結果公表 パブリックコメントに基づき、条例（案）の作成
平成 26 年 3 月頃	市議会に条例（案）を提案（審議・議決）
4 月頃	条例の告示（平成 26 年 7 月 1 日施行）

## 第4回草津市自転車安全利用検討委員会における論点について

### 委員会

#### ○前回委員会の論点について

- ・「交通規制がかからない路面表示の検討」とは、自転車レーン等を設置できない所でも路面に色を塗るなどできる範囲のことを進める、という趣旨である。

#### ○条例の検討項目について

- ・道路の改修に併せて交差点の縁石の段差を小さくすれば、自転車で歩道を走行する際も危険が少なくなるのではないか。
- ・段差を調整することによって、歩行者と自転車の通行位置を上手に誘導できるといった研究事例があるため、道路を整備する際の参考としてほしい。
- ・関係者会議が策定する基本計画の中に道路整備を含める場合は、会議に道路管理者となる国や県も含めるべきである。
- ・自転車が安全に走行できる環境を整備することや、大人がしっかりマナーを守っていくことが大事である。
- ・ハンドサイクルの扱いなど、自転車の定義の確認が必要である（P2に説明）。
- ・保険の加入と自転車の小売と同時に扱う業者は無いため、自転車小売業者の責務について、「加入の促進に努めなければならない」という表現を「加入の促進のための啓発をしなければならない」に留める方がよい。
- ・主体ごとに盗難防止に努めるという表現より、盗難防止について関係者が総合的に努めるという表現にする方がよい。
- ・既に挙げられている項目について、条例に含めるべきか、言い過ぎではないか、などを各委員が確認してほしい。
- ・安全利用や利用促進等に関する取り組みについて関係者が総合的に協力しながら進めていこうとする際、各関係者の責務がどうなるかを再整理してほしい（P4に説明）。
- ・関係団体とは、県や国など関係機関ということで理解してよいか。

#### 【提言（案）について】

- ・「自転車盗難が起りにくい」という表現は「自転車盗難をさせない」という表現に変えた方がよい。
- ・提言にはできるだけ多くの項目を盛り込み、その中からこれだけはという項目を条例に入れ、入れられなかった項目については基本計画等に反映させたらよい。
- ・タイトルと表題の表現方法が異なるため、どちらかに統一するべきではないか。

## 自転車の定義について

### ■道路交通法第2条第1項第11号の2の規定

○ペダル又はハンド・クランク※を用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

※ハンド・クランク：手で回すクランク。足の不自由な人などが手でクランクを回して走るハンドサイクルに使われる。

### ■ハンドサイクル

○駆動輪と座席および座席側の車輪が分離している取付型（主に手動車椅子の前に取り付ける）と、前後輪も座席も車体とひとつになっている一体型の2種類がある。

○車椅子取付型の場合、車椅子単体では道路交通法上歩行者扱いだが、ハンドサイクルを取り付けると自転車扱いとなる。



車椅子取付型



一体型

○ハンドサイクルであっても、以下の条件を満たせば普通自転車※に該当する。

大きさの条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・長さ 190cm 以下</li><li>・幅 60cm 以下</li></ul>
構造の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・側車が付いていないこと。</li><li>・乗車装置（サドル、座席）が1つのみであること。ただし幼児用座席は付いていて構わない。</li><li>・制動装置（ブレーキレバー）が走行中容易に操作できる位置にあること。</li><li>・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。</li></ul>

## ■（参考）普通自転車

- 普通自転車に該当する自転車も、それ以外の自転車も、いずれも軽車両に含まれるため、基本的な通行方法には大きな違いはない。
- ただし、普通自転車にのみ適用される特別な通行方法が存在する。

- ・自転車道が設けられている場合には自転車道を通行しなければならない。  
⇒普通自転車に該当しない自転車は自転車道を通らなくても良い。
- ・一定の条件下で歩道を通行することができる。  
⇒普通自転車に該当しない自転車は歩道を通行してはならない。
- ・交差点進入禁止の道路標示がある場合には、その標示を越えて交差点に進入してはならず、歩道に進入しなければならない。  
⇒普通自転車に該当しない自転車は、歩道に進入することができないので、このような義務は負わない。

## 安全利用や利用促進等に関する取り組みを総合的に協力しながら進める際の関係者の責務

		安全利用や利用促進等に関する取り組み								
		安全利用					利用促進	盗難防止	財政上の措置	
		広報啓発活動	教室等に関する啓発活動	修了証の交付	自転車のヘルメット	自転車ヘルメット	自転車ヘルメット	自転車ヘルメット		自転車ヘルメット
関係者の責務と役割	自転車利用者	○道路交通法など法令の遵守 ○自転車の整備点検や自転車事故の保険等への加入 ○施錠等による盗難の防止 ○安全な利用に関する事業への積極的な参加	●		●	●			●	
	市民	○地域等における安心安全な利用に関する意識の啓発 ○自転車に関する施策への協力 ○自転車の積極的な利用	●		●	●	●	●	●	
	自転車小売業者	○購入者や利用者への安全な利用に関する意識の啓発 ○購入者や利用者への自転車事故の保険等に関する情報の提供や加入の促進 ○購入者や利用者への防犯登録の勧奨 ○自転車に関する事業への協力	●					●	●	
	事業者	○従業員への安全な利用に関する意識の啓発 ○従業員への積極的な利用の促進 ○来訪者への積極的な利用の促進 ○来訪者への安全な利用や盗難の防止に関する意識の啓発	●					●	●	
	関係団体	○従業員や来訪者が利用する自転車の盗難の防止 ○利用者への安全な利用に関する意識の啓発 ○市民への利用の促進	●					●	●	
	学校	○安全な利用や利用の促進に関する事業への協力 ○児童、生徒、学生への安全な利用に関する意識の啓発 ○児童、生徒、学生への自転車の整備点検や自転車事故の保険等への加入に関する啓発	●				●	●	●	
	父母その他保護者	○保護する児童への安全な利用に関する意識の啓発 ○保護する児童が利用する自転車の整備点検や自転車事故の保険	●							
	市	○安全な利用、利用の促進、盗難の防止に関する施策の実施 ○安全な利用、利用の促進、盗難の防止を推進するための関係者会議の組織 ○基本計画の策定	●	●	●	●	●	●	●	●

●：取り組みを進める際に関係者が果たすべき責務と役割

(仮称)「草津市自転車の安心安全な利用の促進に関する条例」の検討項目について

検討項目	検討委員会等での意見や考え方	案
条例の名称	「草津市自転車の・・・」であると草津市自転車という1つの単語に見える。「の」や「な」を削除するか、「草津市における自転車の・・・」が良いかと思う。	草津市自転車の安心安全な利用の促進に関する条例

検討項目		検討委員会等での意見や考え方	検討委員会等での意見や考え方、他自治体の条例を参考にした条例案
前 文	基本理念	自転車の安全な利用を図るための施策の推進	この条例の基本的な考え方を分かりやすく表現する 自転車は、子どもから高齢者にいたる幅広い世代が手軽に利用できる交通手段であるが、一部の自転車利用者が歩行者に脅威や危険を与えており、自転車の安全な利用の促進が喫緊の課題となっている。このため、自転車に関する交通事故の防止の観点から、自転車の安全な利用を図るための施策を推進し、安心安全なまちづくりを進めることが必要である。
		自転車の利用の促進を図るための施策の推進	モータリゼーションの進展に伴う温室効果ガスの増加は地球温暖化を引き起こしており、自然生態系を含む地球環境への影響が懸念されている。同時に、急速な高齢化の進展および疾病構造の変化に伴い、健康増進の重要性が著しく増大している。このため、地球温暖化防止や健康増進の観点から自転車の利用の促進を図るための施策を推進し、人や環境にやさしいまちづくりを進めることが必要である。
		自転車利用者等各主体の責務の明確化と適切な役割分担	自転車の安心安全な利用を促進していくには、自転車利用者、市民、自転車小売業者、事業者、関係団体、学校、家庭、市が各々の責務を自覚するとともに、それぞれの立場に立った役割を果たすことが必要である。
基 本 的 な 事 項	目的		この条例は何を目的にしているのかを分かりやすく表現する この条例は、自転車の安全な利用および利用の促進ならびに盗難の対策防止に関し、市、自転車利用者、市民関係団体等の責務と役割を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車の安心安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の安全で快適な生活を確保することを目的とする。
	定義	市民等の定義に、ボランティア活動をされている方を位置づけるのか。 関係団体には、安全利用のみではなく、利用促進のお願いをすることもあると思われるので、利用促進に関する団体も含めて検討することが必要。 一部の関係者が市内の者に限定されていないため、市内の者に限定する。 自転車事故の保険等について表現方法を統一する。	この条例で使われる用語の意味を分かりやすく明らかにする 自転車：道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。 自転車利用者：市内において自転車を利用している者をいう。 市民等：市内に在住、通勤もしくは通学する者や市内で事業を営む者活動する者をいう。 地域等：地域、家庭または職場をいう。 自転車小売業者：市内において自転車（中古の自転車を含む。）の小売を業とする者をいう。 事業者：市内において営利活動を行っている法人または個人をいう。 関係団体：市内において交通安全協会、交通安全会その他の自転車の交通安全や利用促進に関する活動を行う団体をいう。 学校：市内の学校教育法第1条に規定する学校および同法第124条に規定する専修学校に規定する小学校、中学校、高等学校、大学をいう。 家庭：個人が家族と生活を共有する場をいう。 自転車事故の保険等：自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償し、および傷害を補償するための保険又は共済をいう。

青字：第4回検討委員会までの意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正、赤字：第4回検討委員会以降の事務局による加筆・修正



(仮称) 草津市における安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する提言(案)に記載する項目について

検討項目		検討委員会等での意見や考え方	検討委員会等での意見や考え方、他自治体の条例を参考にした条例案
基本的な事項と責務	自転車利用者の責務	自転車事故の保険等について表現方法を統一する。 関係機関について整理する。	<p>目的を達成するため、それぞれの責務等を明確にする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法やその他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならない。</li> <li>・ 利用する自転車の定期的な整備点検やその自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等自転車事故の保険等への加入に努めなければならない。</li> <li>・ 自転車を確実に施錠するなど自転車の盗難防止に努めなければならない。</li> <li>・ 市、国、滋賀県、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。</li> </ul>
	市民等の責務	自転車事故の保険等について表現方法を統一する。 「地球環境面および健康増進の観点から」は基本理念に示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車の安全な利用の方法、定期的な整備点検や自転車保険等自転車事故の保険等への加入、防犯登録など自転車の安心安全な利用に関する理解を深め、職場や地域等においてその啓発に取り組むよう努めなければならない。</li> <li>・ 市が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。</li> <li>・ 地球環境面および健康増進の観点から、自動車よりも自転車の積極的な利用に努めなければならない。</li> </ul>
	自転車小売業者の責務	自転車事故の保険等について表現方法を統一する。 関係機関について整理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車の安全な利用や定期的な整備点検についての啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、交通事故により生じた損害を賠償するための保険等自転車事故の保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めなければならない。</li> <li>・ 事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、その自転車の防犯登録の勧奨に努めなければならない。</li> <li>・ 市、国、滋賀県、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に協力するよう努めなければならない。</li> </ul>
	事業者の責務	従業員だけでなく、来訪者に対しても、自転車の安全な利用および利用の促進等に努める必要がある。 事業者が、従業員や来訪者が利用する自転車の盗難の防止に努めることを示すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 従業員に対し、通勤や業務において自動車よりも自転車の積極的な利用に努めなければならない。</li> <li>・ 来訪者に対し、自動車よりも自転車の積極的な利用の促進に努めなければならない。</li> <li>・ 来訪者に対し、自転車の安全な利用および盗難の防止に関する意識の啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 従業員や来訪者が利用する自転車の盗難の防止に努めるものとする。</li> </ul>
	関係団体の責務	関係団体には、利用促進にも取り組んでいただくことがあると思われる。 「地球環境面および健康増進の観点から」は基本理念に示す。 関係機関について整理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 市民に対し、地球環境面および健康増進の観点から、自転車の利用を促す啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 市、国、滋賀県、警察署等が実施する自転車の安全な利用や利用の促進等に関する事業に協力するよう努めなければならない。</li> </ul>
	学校の責務	自転車事故の保険等について表現方法を統一する。 関係機関について整理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車の安全な利用の方法について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 自転車の定期的な整備点検や自転車保険等自転車事故の保険等への加入、防犯登録について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 市、国、滋賀県、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に協力するよう努めなければならない。</li> </ul>
	家庭父母その他保護者の責務	子ども達への指導は学校だけが行うものではない。家庭や地域で取り組むべきことでもあり、保護者の責務も必要ではないか。 自転車事故の保険等について表現方法を統一する。 家庭について父母その他保護者に限定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族の者保護する児童に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 家族の者保護する児童が利用する自転車の定期的な整備点検やその自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等自転車事故の保険等への加入に努めなければならない。</li> </ul>
	市の責務	市の責務に、条例に基づく施策を進めるエンジンとなる、関係者が連携および協議する場の設置について規定した方が良い。 市の責務に、条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画の策定について規定すべきである。 関係機関について整理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この条例の目的を達成するため、関係機関国、滋賀県、警察署または関係団体等と連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</li> <li>・ 関係機関国、滋賀県、警察署または関係団体等と連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、関係者による会議を組織するものとする。</li> <li>・ 自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するものとする。</li> </ul>

青字：第4回検討委員会までの意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正、赤字：第4回検討委員会以降の事務局による加筆・修正

(仮称) 草津市における安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する提言(案)に記載する項目について

検討項目	検討委員会等での意見や考え方	検討委員会等での意見や考え方、他自治体の条例を参考にした条例案	対策の例
自転車に関する教室等の開催や広報啓発活動	関係機関について整理する。	<p>目的を達成するための基本となる事項を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自転車の安全な利用の方法について市民の理解が深まるよう、自転車に関する教室等の開催や広報その他の啓発活動を行うものとする。</li> <li>市は、教室等の開催や広報啓発活動を行うに当たり、警察署や関係団体、自転車小売業者等に対して、関係機関、滋賀県、警察署または関係団体等にその協力を求めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車安全利用教室の充実(保護者対象教室等)</li> <li>えふえむ草津などを活用した啓発</li> <li>共通の自転車安全利用冊子の作成</li> </ul>
修了証等の交付		<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自転車に関する教室等に参加した者に対し、修了証等を交付することができる。</li> <li>市は、前項の規定により修了証等の交付を受けた者に対し、必要な支援を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者に対する修了証の交付</li> <li>修了者の駐輪料金の減額</li> <li>安全用具などの購入助成</li> </ul>
自転車ヘルメットの普及		<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、児童または幼児の乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供その他必要な措置を講じるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルメット購入助成</li> </ul>
自転車安全利活用推進員の設置	<p>自動車安全利用推進員を自動車安全利活用推進員に変更し、安全利用に関する部分だけでなく、活用に関する部分も担ってほしい。</p> <p>関係機関について整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自転車が関係する事故を未然に防止し、自転車利用の促進を図るため、自転車安全利活用推進員を置くことができる。</li> <li>自転車安全利活用推進員は、自転車の危険な利用がある場合、その自転車利用者に対して指導を行うとともに、国、滋賀県、警察署または関係団体等に必要な協力を求めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車安全利活用推進員の設置(各地域に設置し、活動費を補助)</li> <li>※権限の範囲</li> </ul>
自転車の安全利用に係る利用環境の向上	<p>走行環境の整備について、具体的に表せないか。</p> <p>玉川学区で取り組んでいる通学ルート推奨のための IC タグ調査を応用できないか。自転車レーン整備に活用できる。</p> <p>市民アンケートの結果を反映すべきである。夜間の道が暗いと言っているため、走行環境の向上には街灯整備も必要である。</p> <p>関係機関について整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、国、滋賀県、警察署、市民等関係機関、滋賀県、警察署または関係団体等と連携し、自転車の安全な利用に係る走行環境の向上を図るため、必要な措置を講じるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車レーンの設置とそのネットワーク化(路面への表示)</li> <li>IC タグを活用した調査研究</li> <li>街灯整備</li> </ul>
自転車の利用の促進	<p>商店街や商業施設も一緒になって駐輪場の整備に取り組めないか。</p> <p>利用促進を全国に先駆け盛り込むのであれば、自転車の良さの啓発が図れる事業展開が必要である。</p> <p>安全利用の部分が多くなっているが、もっと利用促進が出てこないか。</p> <p>店舗に空気入れを設置しているところがある。表彰制度も考えられる。</p> <p>「地球環境面および健康増進の観点から」は基本理念に示す。</p> <p>関係機関について整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、地球環境面および健康増進の観点から、自動車よりも自転車の積極的な利用の促進を図るための自転車駐輪場の整備など、必要な措置を講じるものとする。</li> <li>市は、自転車の利用の促進を図る各種施策の実施に当たり、滋賀県や関係団体等関係機関、滋賀県、警察署または関係団体等にその協力を求めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス停に併設した駐輪場の整備</li> <li>コミュニティサイクル(乗り捨て可)やレンタサイクル等の設置整備</li> <li>サイクルマップや駐輪場マップの作成</li> <li>利用促進に取り組む事業者に対する表彰</li> </ul>
自転車の盗難の対策防止	関係機関について整理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自転車の盗難件数の減少を図るため、駐輪場等における防犯カメラの設置や確実な施錠等の広報啓発活動など、必要な措置を講じるものとする。</li> <li>市は、自転車の盗難対策の防止を図る各種施策の実施に当たり、警察署や関係団体、自転車小売業者等関係機関、滋賀県、警察署または関係団体等にその協力を求めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯カメラの充実</li> <li>施錠を促す音声スピーカーの設置</li> <li>盗難多発地点の公表</li> </ul>
財政上の措置	財政上に措置に関しても具体的な対策例を示す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自転車の安全な利用の促進および利用環境の向上並びにおよび利用の促進や防犯の推進ならびに盗難の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車利用に関する助成金や優遇制度などの設定</li> </ul>

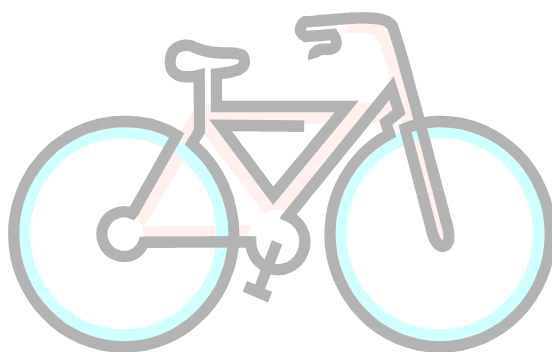
青字：第4回検討委員会までの意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正、赤字：第4回検討委員会以降の事務局による加筆・修正

※対策の例として挙げている項目は、市としての施策を示しているのではなく、活発な議論に資するべく作成したものです。

## (仮称)「草津市自転車の安心安全な利用の促進に関する条例」(案) 体系図



# **（仮称）草津市における自転車の 安全な利用・利用の促進・盗難の防止 に関する提言（案）**



平成25年8月

草津市自転車安全利用検討委員会

## 目 次

1. はじめに	1
2. 草津市における自転車利用の現状	2
1) 自転車保有台数および交通機関分担率	2
2) 自転車利用の状況	6
3) 自転車事故等の状況	6
4) 自転車盗難の状況	9
5) 放置自転車の状況	9
6) 将来の自転車交通への期待	10
3. 草津市における自転車利用対策の現状	12
1) 交通安全運動	12
2) 道路整備	13
3) 利用促進	13
4) 防犯対策	14
4. 自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する提言	15
1) 自転車に関する課題	15
2) 関係者の責務と役割	16
3) 取り組むべき施策	20
5. 自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止を推進する体制	21
1) 条例の制定	21
2) 関係者会議の組織	23
3) ICT（情報通信技術）の利活用	24
6. おわりに	25



## 1. はじめに

自転車は、子どもから高齢者にいたる幅広い世代が手軽に利用できる交通手段ですが、一部の自転車利用者が歩行者に脅威や危険を与えており、自転車の安全な利用の促進が喫緊の課題となっています。このため、自転車に関する交通事故の防止の観点から自転車の安全な利用を図るための施策を推進し、安心安全なまちづくりを進めることが求められています。

また、モータリゼーションの進展に伴う温室効果ガスの増加は地球温暖化を引き起こしており、自然生態系を含む地球環境への影響が懸念されています。同時に、急速な高齢化の進展および疾病構造の変化に伴い、健康増進の重要性が著しく増大しています。このため、地球温暖化防止や健康増進の観点から自転車の利用の促進を図るための施策を推進し、人や環境にやさしいまちづくりを進めることが求められています。

こうした状況を踏まえ、『第9次草津市交通安全計画』では、自転車利用者の交通ルールの遵守および交通マナーの向上、安全な走行環境の確保などが推進すべき事項として位置づけられており、『くさつ環境文化プラン（第2次草津市環境基本計画）』では、徒歩や自転車による移動の促進や環境配慮型交通システムの構築などが推進すべき事項として位置づけられています。また、草津市健康増進計画『健康くさつ 21』では、「健康づくり市民運動」が家庭や地域など様々な場で広がっていくためのこれからの健康づくりの取り組みが提案されています。

自転車の安心な利用や利用の促進などをより一層推進するためには、関係者が各々の責務を認識し、かつそれぞれの立場に立った役割を果たすことにより、課題解決を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。このため、交通安全の実現のために活動する団体、直接市民と接して自転車を販売する業者、警察や滋賀県等の関係機関などが連携し、交通安全教育や走行環境の整備等による交通秩序の維持・安定、安全な自転車利用に関する市民意識の醸成、地球温暖化防止や健康増進を図る自転車利用の促進などを推進し、もって市民の安全で快適な生活の確保を図るため、平成24年10月に「草津市自転車安全利用検討委員会」を設置しました。

当委員会では、平成25年8月までに5回にわたって議論を重ね、その結果を『草津市における自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する提言』として取りまとめました。

本提言は、市民の安全で快適な生活の確保の実現に向けた自転車に関する課題、関係者の責務や役割、取り組むべき施策などを示しています。

平成25年8月

草津市自転車安全利用検討委員会



## 2. 草津市における自転車利用の現状

■草津市では、地理的条件や人口特性などから自転車の利用が多く、また昨今の環境意識や健康志向の高まりを踏まえ、利用ニーズの更なる増大が見込まれています。

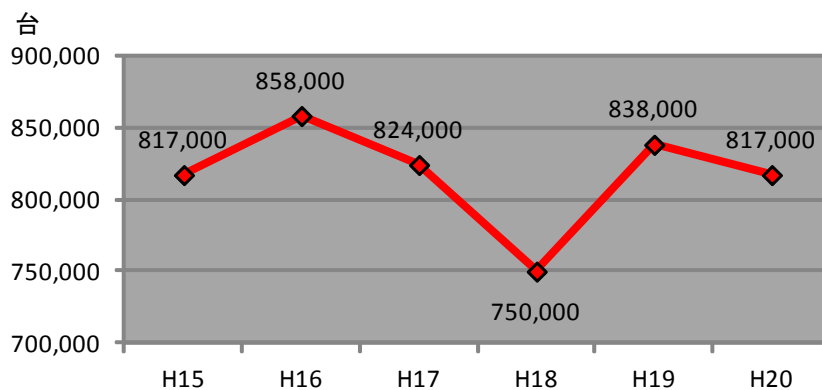
■また、利用ニーズの増大とともに、自転車事故、自転車盗難、放置自転車の増加が見込まれるため、それら自転車に関わる様々な課題への対策が必要とされています。

### 1) 自転車保有台数および交通機関分担率

#### a. 自転車保有台数の推移（滋賀県の自転車保有台数から人口比で推計）

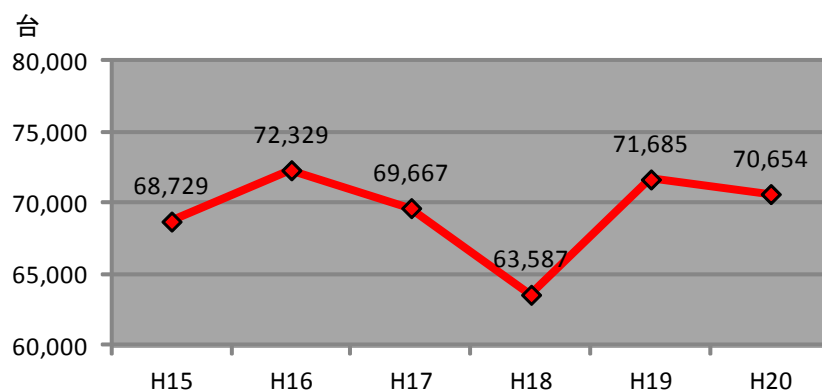
○草津市内には、約 70,000 台の自転車があり、身近な乗り物として利用されています。

※平成 20 年度における滋賀県の自転車保有台数は、全国 21 位（81.7 万台）であり、保有率は全国 9 位（59.3 台/百人）です。



※（社）自転車協会資料

図 2.1 滋賀県の自転車保有台数



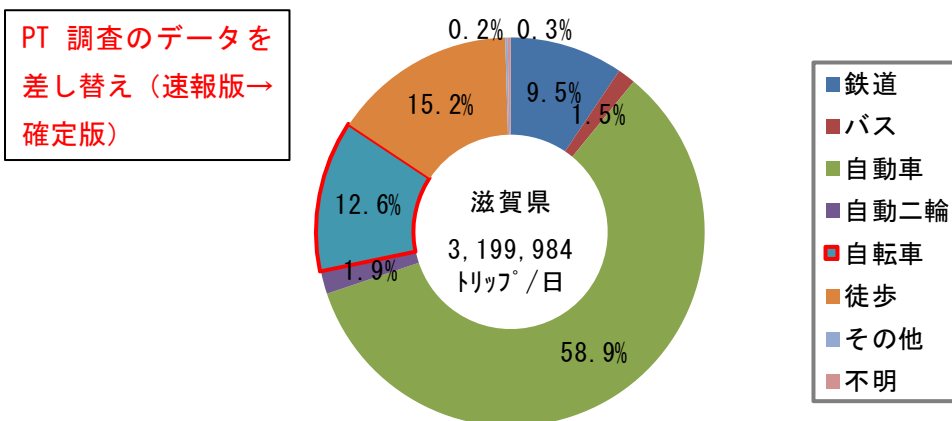
※滋賀県の自転車保有台数を基に人口比で推計

図 2.2 草津市の自転車保有台数



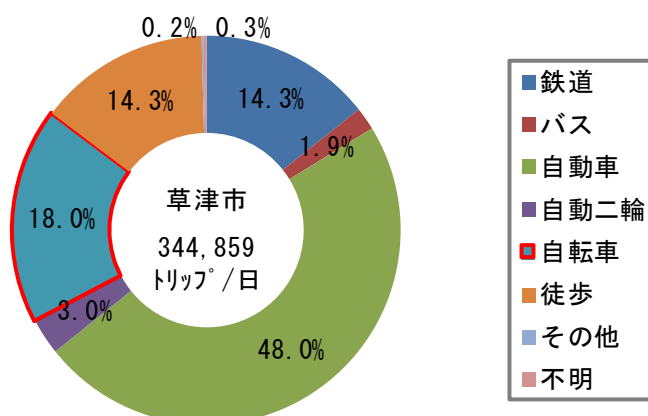
b. 交通機関分担率

○滋賀県における自転車分担率が 12.6% であるのに対し、草津市の分担率は 18.0% であることから、鉄道、バスや自動車など様々な交通機関がある中で、自転車を利用している市民が多くなっています。



※第5回近畿圏パーソントリップ調査（京阪神都市圏交通計画協議会）  
における代表交通手段構成より集計

図 2.3 滋賀県の自転車分担率



※第5回近畿圏パーソントリップ調査（京阪神都市圏交通計画協議会）  
における代表交通手段構成より集計

図 2.4 草津市の自転車分担率





2) 自転車の利用状況

a. 自転車の利用頻度

○多くの市民が自転車を利用し、利用者の約70%が「週に1回程度」以上利用しています。

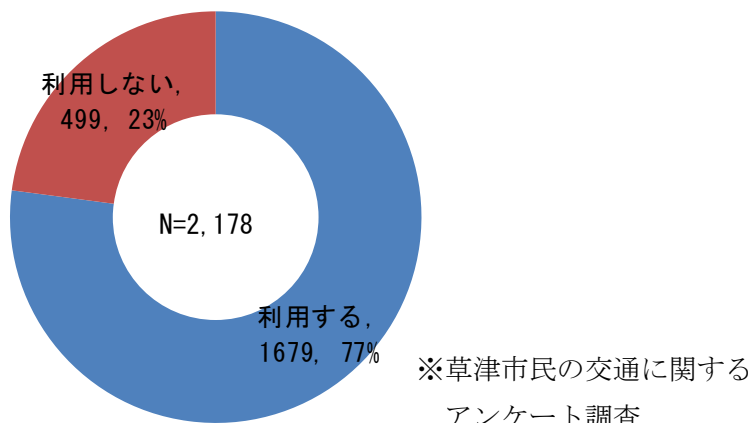


図 2.5 自転車の利用有無

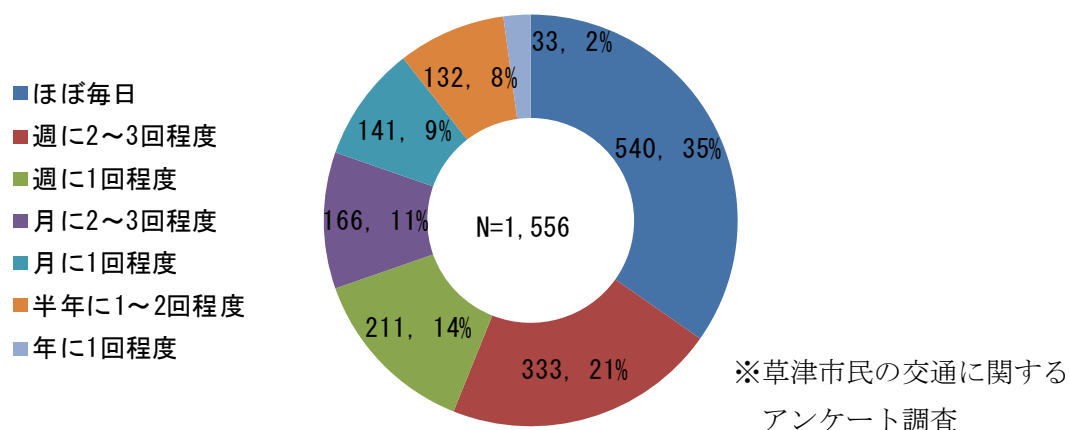
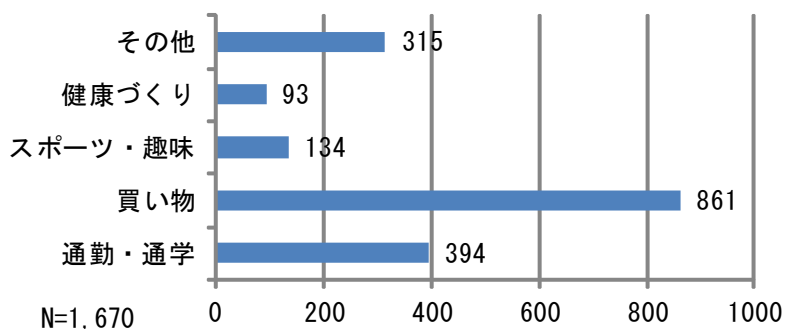


図 2.6 自転車の利用頻度

b. 自転車の利用目的

○多くの市民が「買い物」や「通勤・通学」を目的として自転車を利用しています。



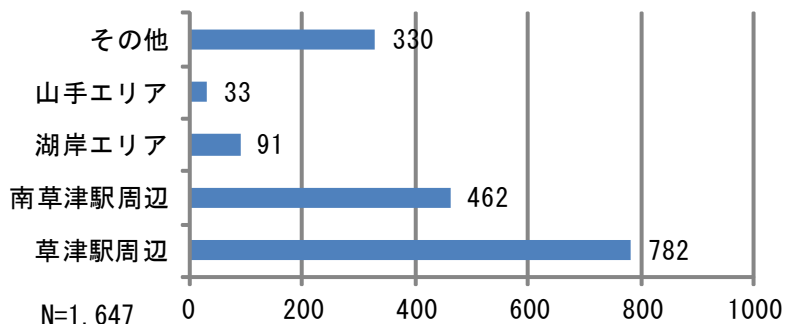
※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.7 自転車の利用目的



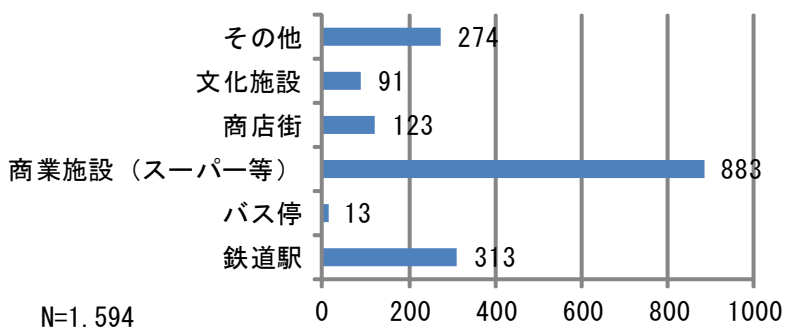
c. 自転車の利用目的地

○「草津駅周辺」への利用が多く、「商業施設（スーパー等）」への利用が多くなっています。



※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.8 自転車の利用目的地（地域）

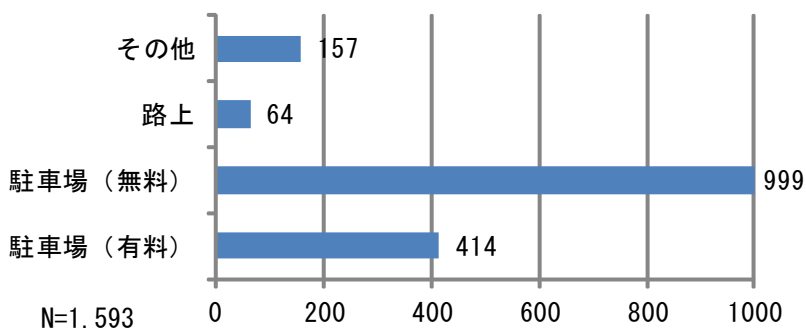


※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.9 自転車の利用目的地（施設）

d. 自転車の駐輪場所

○自転車を利用する際、「駐輪場（無料）」への駐輪が多くなっています。



※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.10 自転車の駐輪場所



3) 自転車事故等の状況

a. 交通事故の推移（高速道路、京滋バイパスを除く）

○滋賀県、草津市ともに交通事故発生件数は減少傾向にありますが、草津市における人口1万人当りの発生件数は依然として高くなっています。

最新データを追加

表 2.1 交通事故の推移

		H21	H22	H23	H24
滋賀県	発生件数（件/年）	8,651	8,771	8,112	7,801
	人口1万人当り発生件数（件/万人）	61.7	62.2	57.4	55.1
	死者数（人/年）	60	75	78	68
	負傷者数（人/年）	11,053	11,196	10,192	9,904
草津市	発生件数（件/年）	1,020	941	839	794
	人口1万人当り発生件数（件/万人）	80.7	71.9	63.1	59.2
	死者数（人/年）	4	4	7	2
	負傷者数（人/年）	1,307	1,154	1,034	983

b. 自転車事故の推移（高速道路、京滋バイパスを除く）

○滋賀県、草津市ともに自転車事故発生件数は減少傾向にありますが、草津市における交通事故発生件数に占める自転車事故の構成率は依然として高くなっています。

最新データを追加

表 2.2 自転車事故の推移

		H21	H22	H23	H24
滋賀県	発生件数（件/年）	1,573	1,576	1,400	1,271
	交通事故発生件数に占める構成率（%）	18.2	18.0	17.3	16.3
草津市	発生件数（件/年）	208	200	157	164
	交通事故発生件数に占める構成率（%）	20.4	21.3	18.7	20.7



c. 自転車事故の時間帯別死傷者数（平成 23 年：草津警察署管内）

○草津警察署管内では、自転車事故に占める通勤・通学時間帯（8～10 時）および帰宅時間帯（16～18 時）の割合が高くなっています。

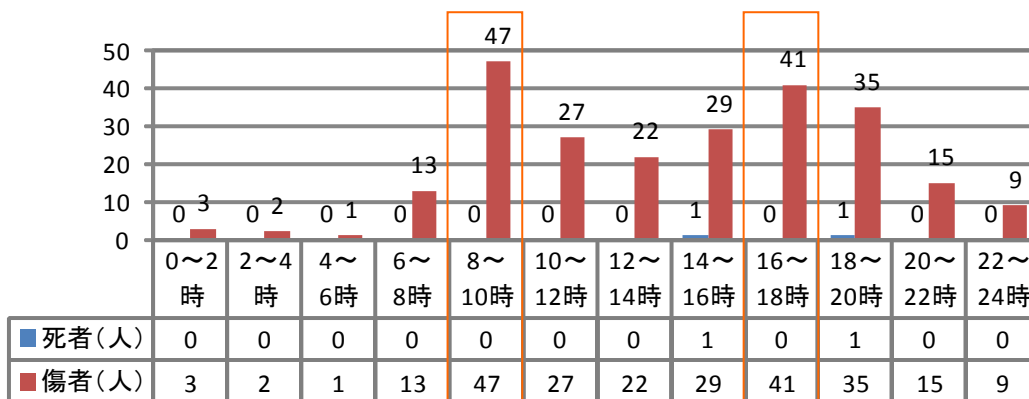


図 2.11 草津警察署管内自転車事故の時間帯別死傷者数

d. 自転車事故の年齢層別死傷者数（平成 23 年：草津警察署管内）

○草津警察署管内では年齢層によらず、多くの自転車事故によるけが人が発生しています。  
○また、自転車事故により、高齢者 2 名が亡くなっています。

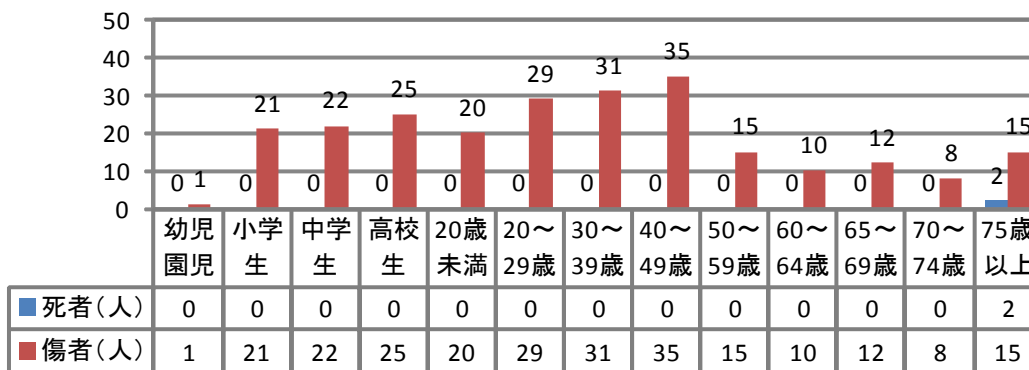


図 2.12 草津警察署管内自転車事故の年齢層別死傷者数



e. 自転車事故の違反別死傷者数（平成 23 年：草津警察署管内）

○草津警察署管内では、自転車事故に占める交差点安全通行義務や安全運転義務などの違反の割合が高くなっています。

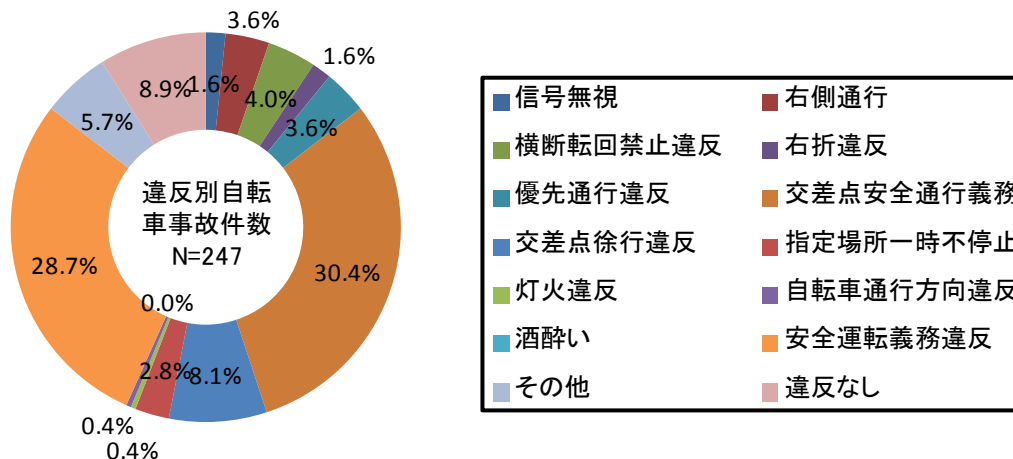


図 2.13 草津警察署管内自転車事故の違反別割合

f. 草津市における自転車死亡事故（平成 23 年）

○草津市では、平成 23 年に 2 件の自転車事故が発生し、高齢者 2 名が亡くなっています。

表 2.3 草津市における自転車死亡事故の詳細

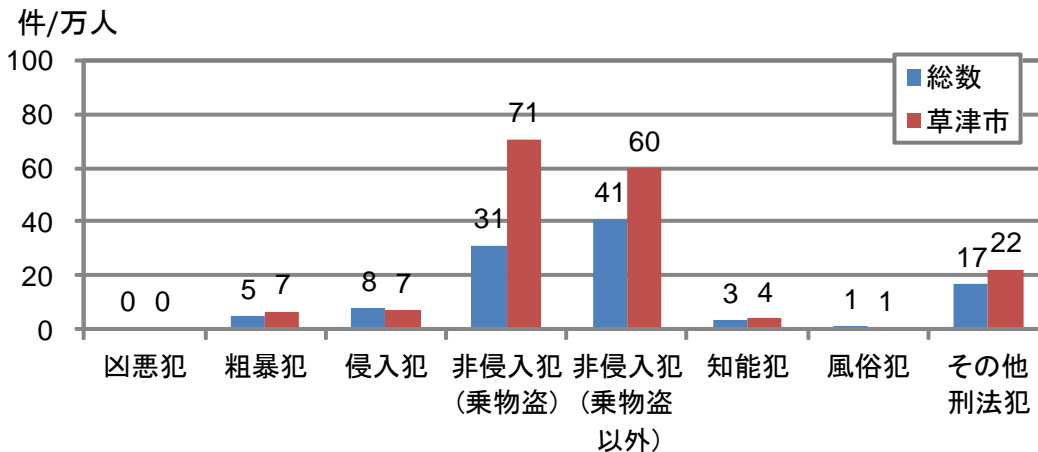
日時	場所	当事者	道路形状	内容
8 月 24 日 (水) 午後 6 時台	市道	軽四乗用車 (30 歳代男性) 自転車 (80 歳代女性)	交差点	交差点と直進中の乗用車と、左方歩道から横断してきた自転車が出合い頭に衝突
10 月 6 日 (木) 午後 3 時台	市道	普通貨物車 (30 歳代男性) 自転車 (70 歳代男性)	交差点	交差点を直進中の貨物車と、左方から横断してきた自転車が出合い頭に衝突



4) 自転車盗難の状況

a. 犯罪率

○草津市では、乗物盗（自転車、自動車、オートバイ盗）が非常に多く発生しています。



※平成 24 年の刑法犯認知件数を平成 24 年 4 月 1 日現在の人口で除して算出

図 2.14 草津市内の犯罪発生率

b. 自転車盗難件数（届け済件数、草津警察署管内）

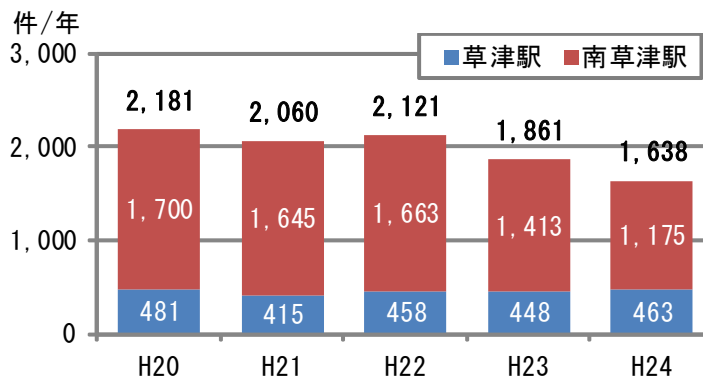
○草津市では、平成 23 年に 824 件（前年比+42 件）の自転車盗難が発生しています。

5) 放置自転車の状況

a. 放置禁止区域における放置自転車（平成 24 年度）

○草津市では、景観を損ねるばかりではなく、歩行者の通行の妨げや交通事故の原因、緊急時の防災活動の支障となる放置自転車等の撤去等を行っています。

○草津駅周辺に比べ、南草津駅周辺の撤去台数が多くなっていますが、撤去台数は年々減少傾向にあります。



表をグラフ化

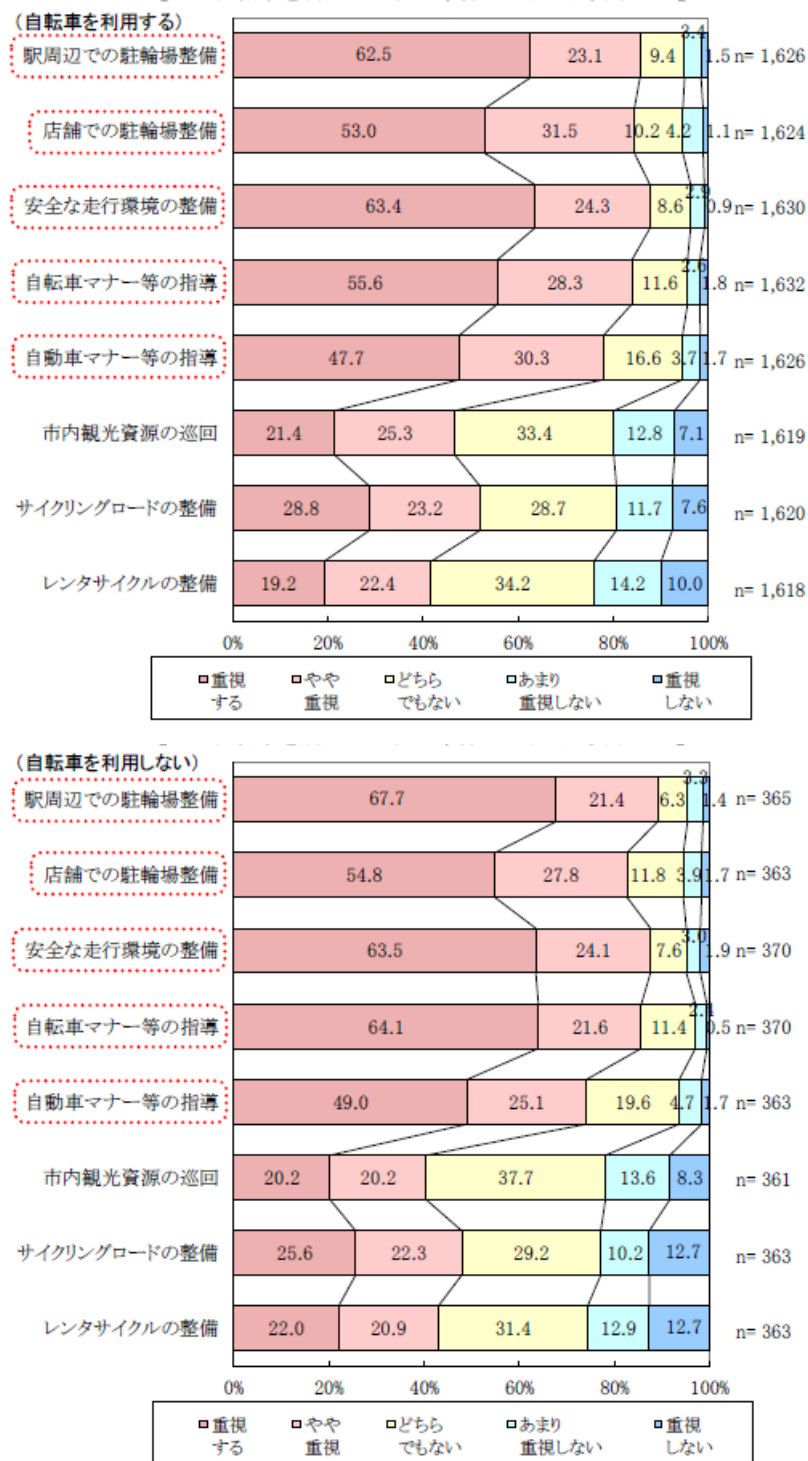
図 2.15 放置自転車数（放置禁止区域）



6) 自転車への期待

a. 自転車を利用しやすい環境づくりに必要な要素

○多くの市民が自転車を利用しやすい環境づくりに“駐輪場の整備”、“自転車利用環境の整備”、“ルール遵守・マナー向上”が必要であると感じています。



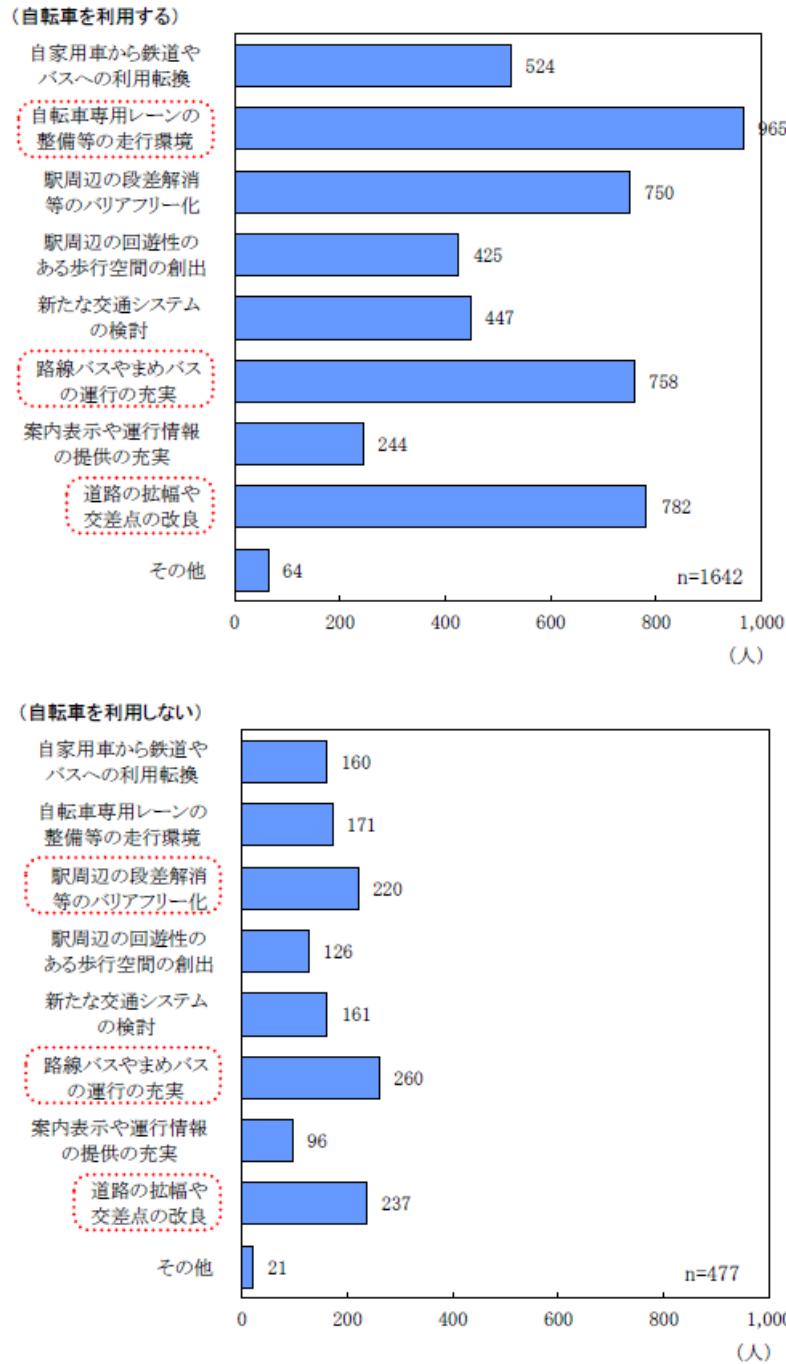
※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.16 自転車を利用しやすい環境づくりに必要な要素



b. 今後 10 年先の交通環境整備の方向性

○今後 10 年先を見通した草津市全体の交通環境を整えていく上で、多くの自転車利用者が「環境や健康づくりなどのため、自転車を活用しやすいよう、自転車専用レーンの整備などの走行環境を整える」ことを優先していくべきだと考えています。



※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.16 今後 10 年先の交通環境整備の方向性





### 3. 草津市における自転車利用対策の現状

■草津市では、自転車安全利用対策として、市、警察署等の関係機関・団体、地域が連携し交通安全運動や利用促進運動の実施、道路および駐輪場の整備を進めていますが、自転車のより安全な利用に向け、更なる対策の実施が必要とされています。

#### 1) 交通安全運動

##### a. 交通安全教室の開催

最新データに変更

- 草津市では、交通指導員（わかばチーム）による交通安全教室を開催しており、平成24年度は53回の開催、延べ5,622人の参加がありました。
- しかしながら、自転車に関する交通安全教室は4回しか開催されておらず、少ない数字となっています。

表 3.1 交通安全教室開催数および参加者数

	開催回数	うち、自転車教室	参加人数	実技内容
保育所	15回	0回	1,343人	歩行
幼稚園	5回	0回	360人	歩行
小学校	19回	4回	2,455人	歩行、自転車、分団旗
高齢者	8回	0回	648人	歩行
その他	6回	0回	816人	歩行
合計	53回	4回	5,622人	

※交通安全指導員による交通安全教室以外にも、各学校において教員等による指導が行われています。

補足説明の追加

##### b. 広報啓発活動

- 四季の交通安全運動期間を中心に交通安全の啓発に努めるとともに、広報くさつなどの広報媒体を活用した広報活動を実施しています。
- また、次の補助金による交通安全活動が各学（地）区で行われています。

##### ■まちづくり協議会への補助金の交付

最新の補助制度に変更

- 学（地）区単位で組織して行われている交通安全活動に対する補助金であり、交通安全啓発活動や交通安全施設点検および清掃活動（カーブミラーなど）が主な事業です。



## 2) 道路整備

### a. 自転車道の整備

○道路管理者による自転車と歩行者の分離や、自転車歩行者の通行明示区分の表示を行っています。

表 3.2 道路整備

市	自転車・歩行者分離	約 850m	南草津駅中央線（150m）、桜ヶ丘西線（700m）
	通行明示区分表示	約 1,430m	大路渋川北線（250m）、野路若草線（1,180m）
県道	自転車・歩行者分離	約 460m	大津草津線（460m）
	通行明示区分表示	約 860m	大津草津線（370m）、平野草津線（150m）、大津能登川長浜線（340m）

## 3) 利用促進

### a. ”草津地球冷やしたい”プロジェクト

○草津市では、市民や事業者、行政等の役割を明らかにし、それぞれが自主的にまた協働して取り組むことを目的に、「愛する地球のために約束する草津市条例」（H20.4.1 施行）を制定し、「草津市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しており、その中の重点アクションの一つに、ノーマイカー通勤運動がありました。

<p><b>○アクション6 ノーマイカー通勤運動</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対象：事業者</span></p> <p>ねらい：市内の事業所に協力を求め、従業員のマイカー通勤からの公共交通機関や自転車などへの利用転換を図ります。ノーマイカー通勤促進のため事業所の動向を踏まえ、公共交通対策もあわせて検討します。</p> <p>目 標：ノーマイカー通勤転換率 20%</p>
---

### ■電動アシスト自転車貸出（※第1期（H22年10～12月）～第8期（H24年7～9月）実施）

片道2km以上を自転車またはバイクで通勤している従業員が、通勤を主目的として使用する場合、最大5台までの電動アシスト自転車を3ヶ月間貸し出していました。

実績：貸出先	22事業所（第8期（H24年7～9月）まで）
実績：削減走行距離	85,006km（第7期（H24年4～6月）まで）
実績：CO2 排出抑制量	11,894.1kg-CO2（第7期（H24年4～6月）まで）
実績：CO2 抑制量の杉の木換算	849本（第7期（H24年4～6月）まで）



b. 市営駐輪場

○草津駅前および南草津駅前に自転車駐輪場を整備し、都市景観の維持や市民の利便性向上を図っています。

表 3.3 市営駐輪場

	収容可能台数 (自転車)	一時 使用料	備考
草津駅西口自転車駐車場	972 台	120 円	
草津駅西口第 2 自転車駐輪場	660 台	120 円	
草津駅東自転車駐輪場	439 台	200 円	
南草津駅自転車自動車駐車場	3,126 台	120 円	IC タグによる自動ゲート

4) 防犯対策

a. 自転車盗件数の推移

○草津市で発生している犯罪の約 35%が自転車盗であり、防止のための啓発活動を実施していますが、自転車盗件数は年々増加しているため、草津警察署と発生場所等の情報提供について交わしました。

最新データに変更

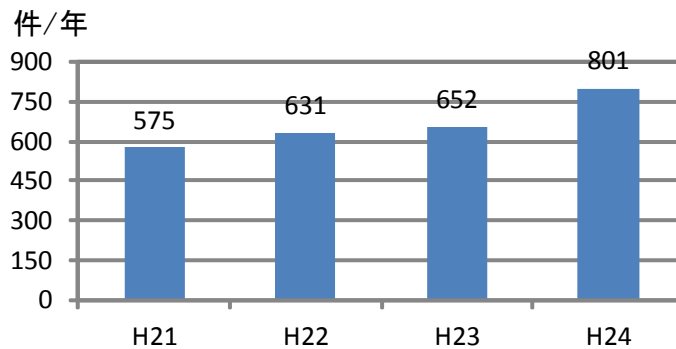


図 3.1 草津市における自転車盗の推移

表 3.4 草津市内の犯罪別ワーストランキング

	犯罪名	H23	H24	増減
1 位	自転車盗	652 件	801 件	+149 件
2 位	万引き	214 件	258 件	+44 件
3 位	器物損壊	159 件	217 件	+58 件
4 位	車上ねらい	122 件	184 件	+62 件
5 位	オートバイ盗	123 件	125 件	+2 件
総犯罪件数		1,850 件	2,287 件	+437 件



## 4. 自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する提言

見出し変更（提言名と統一）

- 当委員会では、草津市における自転車利用および自転車利用対策の現状を踏まえ、自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止に向けた問題点やその対応策等について意見交換および討議を行ってきました。
- 各委員からこれまで提案された意見を整理し、「草津市における自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する提言」として市に提言します。

### 1) 自転車に関する課題

○市民の安全で快適な生活の確保に向けて、自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止を図るためには、以下に示す3つの自転車に関する課題が挙げられます。

#### a. 自転車の安全な利用

○草津市では、自転車事故が多く発生しており、自転車利用者が引き起こす死亡事故も発生しています。このため、自転車、歩行者、自動車の通行空間の分離や、通行および駐輪に関するルールの遵守やマナー向上などを徹底し、自転車安全利用の促進を図ることが重要です。

#### b. 自転車の利用の促進

○草津市では、渋滞の発生、環境負荷の増加など車社会化の進展に起因する各種問題への対応が課題となっています。このため、自転車を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、自動車から自転車への転換を促す周知・広報活動などを実施し、自転車の利用促進を図ることが重要です。

#### c. 自転車の盗難の防止

○草津市では、自転車の盗難が多く発生しており、人口一人当たりの発生件数では県内ワースト1位となっています。このため、自転車盗難をさせない地域づくりを進めるとともに、駐輪時における施錠の徹底を促す周知・広報活動などを実施し、自転車の盗難の防止を図ることが重要です。



## 2) 関係者の責務と役割

- 自転車に関する課題の解決に向けた関係者それぞれの責務と役割を示します。
- 自転車に関する課題を解決するためには、関係者が各立場を自覚するとともに、相互に連携しつつそれぞれの役割を果たすことが必要不可欠です。

### a. 自転車利用者の責務と役割

- 自転車利用者は、道路交通法やその他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければなりません。
- 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入に努めなければなりません。
- 自転車利用者は、自転車を確実に施錠するなど自転車の盗難防止に努めなければなりません。
- 自転車利用者は、市、**国、滋賀県、警察署**または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければなりません。

関係機関について整理

### b. 市民の責務と役割

- 市民は、自転車の安全な利用の方法、定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入、防犯登録など自転車の安心安全な利用に関する理解を深め、地域等においてその啓発に取り組むよう努めなければなりません。
- 市民は、市が実施する自転車に関する施策に協力するよう努めなければなりません。
- 市民は、自動車よりも自転車の積極的な利用に努めなければなりません。

### c. 自転車小売業者の責務と役割

- 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車の安全な利用や定期的な整備点検についての啓発に努めなければなりません。
- 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車事故の保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めなければなりません。
- 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、その自転車の防犯登録の勧奨に努めなければなりません。
- 自転車小売業者は、市、**国、滋賀県、警察署**または関係団体等が実施する自転車に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

関係機関について整理

### d. 事業者の責務と役割

- 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければなりません。



- 事業者は、その従業員に対し、通勤や業務における自動車よりも自転車の積極的な利用の促進に努めなければなりません。
- 事業者は、その来訪者に対し、自動車よりも自転車の積極的な利用の促進に努めなければなりません。
- 事業者は、その来訪者に対し、自転車の安全な利用および盗難の防止に関する意識の啓発に努めなければなりません。
- 事業者は、その従業員や来訪者が利用する自転車の盗難の防止に努めるものとする。

**e. 関係団体の責務と役割**

- 関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければなりません。
- 関係団体は、市民に対し、自転車の利用を促す啓発に努めなければなりません。
- 関係団体は、市、国、滋賀県、警察署等が実施する自転車の安全な利用や利用の促進等に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

関係機関について整理

**f. 学校の責務と役割**

- 学校は、自転車の安全な利用の方法について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければなりません。
- 学校は、自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入、防犯登録について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければなりません。
- 学校は、市、国、滋賀県、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

関係機関について整理

**g. 父母その他保護者の責務と役割**

家庭について父母その他保護者に限定

- 父母その他保護者は、その保護する児童に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければなりません。
- 父母その他保護者は、その保護する児童が利用する自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入に努めなければなりません。

**h. 市の責務と役割**

関係機関について整理

- 市は、この条例の目的を達成するため、国、滋賀県、警察署または関係団体等と連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 市は、国、滋賀県、警察署または関係団体等と連携し、自転車の安全な利用および利用の促進ならびに盗難の防止を推進するため、関係者による会議を組織するものとする。
- 市は、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するものとする。

関係機関について整理



### 3) 取り組むべき施策

- 草津市における自転車に関する課題に対応するために取り組むべき施策を示します。
- 各施策を総合的に推進することにより、自転車に関する課題に対してより大きな効果が望まれます。

#### a. 自転車に関する教室等の開催や広報啓発活動

- 市民一人ひとりが意識し行動することは、自転車に関するルールの遵守やマナーの向上につながります。
- 市は、自転車の安全な利用の方法について市民の理解が深まるよう、国、滋賀県、警察署または関係団体等と協力して自転車に関する教室等の開催や広報その他の啓発活動を行うことが、

関係機関について整理

##### ■具体的な対策（案）

- ・自転車安全利用教室の対象拡大（保護者など）
- ・えふえむ草津などを活用した啓発
- ・共通の自転車安全利用冊子の作成 等

#### b. 修了証等の交付

- 参加者に対してインセンティブや特典を付与することは、自転車に関する教室等への参加の促進につながります。
- 市は、自転車に関する教室等に参加した者に対し、修了証等を交付するとともに、修了証等の交付を受けた者に対し、必要な支援を行うことが必要です。

##### ■具体的な対策（案）

- ・参加者に対する修了証の交付
- ・修了者の駐輪料金の減免
- ・安全用具などの購入助成 等

#### c. 自転車ヘルメットの普及

- 乗車用ヘルメットを着用することは、自転車乗用中の事故による衝撃を緩和し被害の防止や軽減につながります。
- 市は、主に児童・幼児（13歳未満）に対し、乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供その他必要な措置を講じることが必要です。

##### ■具体的な対策（案）

- ・ヘルメットの購入の助成 等



d. 自転車安全利活用推進員の設置

- 自転車利用者に対する地域の実情に合った柔軟できめ細やかな指導体制を構築することは、各地域における自転車に関係する事故の防止や自転車利用の促進につながります。
- 市は、自転車に関係する事故を未然に防止し、自転車利用の促進を図るため、自転車の危険な利用がある場合、国、滋賀県、警察署または関係団体等と協力してその自転車利用者に対して指導を行う自転車安全利活用推進員を置く必要があります。

関係機関について整理

■具体的な対策（案）

- ・自転車安全利活用推進員の設置
- ・自転車安全利活用推進員の活動費の補助 等

e. 自転車の利用環境の向上

- 自転車、歩行者、自動車の通行空間を分離し安全で快適な空間を確保することは、自転車の安全な利用および利用の促進につながります。
- 市は、自転車の走行環境の向上を図るため、国、滋賀県、警察署または関係団体等と連携して必要な措置を講じる必要があります。

関係機関について整理

■具体的な対策（案）

- ・自転車レーンの設置とそのネットワーク化（路面への表示）
- ・IC タグを活用した調査研究
- ・街灯整備の推進 等

f. 自転車の利用の促進

- 自動車から自転車への利用の転換は、CO2 排出量削減による地球環境の改善や、カロリー消費量の増加による健康の増進などにつながります。
- 市は、自動車よりも自転車の積極的な利用の促進を図るため、国、滋賀県、警察署または関係団体等と協力して必要な措置を講じる必要があります。

関係機関について整理

■具体的な対策（案）

- ・バス停に併設した駐輪場の整備
- ・コミュニティサイクル（乗り捨て可）やレンタサイクル等の整備
- ・サイクルマップや駐輪場マップの作成
- ・利用促進に取り組む事業者に対する表彰 等





g. 自転車の盗難の防止

- 自転車の盗難を防止することは、より大きな犯罪の抑止や、他の犯罪の手段や犯人の逃走の足としての利用の防止などにつながります。
- 市は、自転車の盗難件数の減少を図るため、国、滋賀県、警察署または関係団体等と協力して必要な措置を講じることが必要です。

関係機関について整理

■具体的な対策（案）

- ・防犯カメラの充実
  - ・施錠を促す音声スピーカーの設置
  - ・盗難多発地点の公表
- 等

h. 財政上の措置

- 自転車に関する課題を解決するための施策に対して財政上の措置を講じることが、自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する施策の推進につながります。
- 市は、自転車の安全な利用および利用の促進ならびに盗難の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じることが必要です。

■具体的な対策（案）

- ・自転車利用に関する助成金や優遇制度などの設定
- 等



## 5. 自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止を推進する体制

見出し変更（提言名と統一）

- 自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止を効果的かつ効率的に推進するためには、草津市の特色や文化、ニーズ等に細かく対応することが重要です。
- 草津市における自転車を取り巻く現状の他、他自治体の好事例等を踏まえ、自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止を推進する体制の構築を提案します。

### 1) 条例の制定

○他自治体では、自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止を促進する取り組みを実効性のあるものにするため、自転車利用者、小売業者、学校、市などの責務や役割を明らかにするとともに、取り組みの基本となる事項を定めた条例を制定しています。

表 5.1 他自治体による条例制定状況

自治体名	名称	施行日
熊本県熊本市	熊本市自転車安全利用及び駐車対策に関する条例	S61. 04. 01
東京都板橋区	東京都板橋区自転車安全利用条例	H15. 04. 01
東京都三鷹市	三鷹市自転車の安全利用に関する条例	H16. 04. 01
茨城県取手市	取手市自転車安全利用条例	H19. 04. 01
京都府	京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例	H19. 10. 16
岩手県盛岡市	盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例	H20. 04. 01
千葉県浦安市	浦安市自転車の安全利用に関する条例	H21. 10. 01
東京都府中市	府中市自転車の安全利用に関する条例	H22. 04. 01
京都府京都市	京都市自転車安心安全条例	H22. 12. 17
千葉県市川市	市川市自転車の安全利用に関する条例	H23. 04. 01
埼玉県さいたま市	さいたま市自転車の安全な利用	H23. 04. 01
埼玉県	埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例	H24. 04. 01
神奈川県鎌倉市	鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例	H24. 04. 01
大阪府摂津市	摂津市自転車安全利用倫理条例	H24. 04. 01
大阪府羽曳野市	羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例	H24. 04. 01
東京都豊島区	豊島区自転車の安全利用に関する条例	H24. 09. 01
新潟県新潟市	新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例	H24. 12. 01
千葉県印西市	印西市自転車の安全・安心利用に関する条例	H25. 04. 01
神奈川県厚木市	厚木市自転車安全利用促進条例	H25. 04. 01
京都府宇治市	宇治市自転車の安全な利用を促進する条例	H25. 04. 01
大阪市寝屋川市	寝屋川市自転車安全利用条例	H25. 04. 01
福岡県福岡市	福岡市自転車の安全利用に関する条例	H25. 04. 01

制定状況を追加



○条例の制定により各主体の責務や役割、相互の関係を明らかにすることで、以下に示す効果が得られることから、自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する条例を制定することが必要です。

より必要性の強いコメントに変更

■条例制定による効果

- ・関係者が共通認識を持って課題解決を図ることができます。
- ・自転車利用者や市民等に対して、自転車に関する考えの再認識を促すことができます。
- ・相乗効果によるメリットの獲得と協働による施策展開の足がかりとなります。



## 2) 関係者会議の組織

- 自転車利用者、市民、自転車小売業者、事業者、関係団体、学校、家庭、市が連携し、草津市における自転車に関する課題の解決に資する取り組みを一体的かつ総合的に推進するためには、関係者が集まり、協議する場の組織が必要です。
- また、自転車に関する課題に対する取り組みの進捗状況や効果・課題を確認し、改善等のフィードバックを継続的に行っていくためには、PDCA サイクルに基づきモニタリングや評価、見直し等を行う機関の組織が必要です。

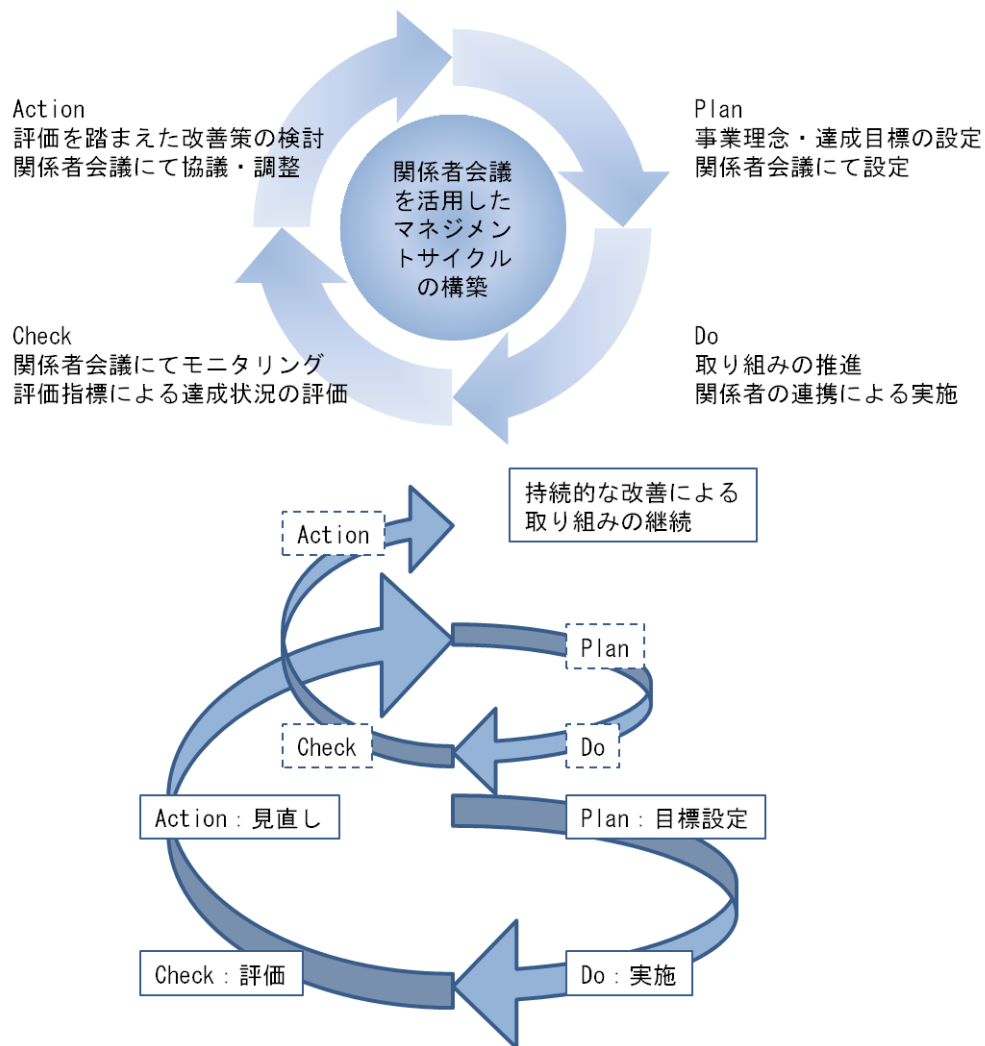


図 5.1 PDCA サイクルの概念

- 関係機関等が連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、関係者による会議を組織することが**必要**です。

より必要性の強いコメントに変更



### 3) ICT（情報通信技術）の利活用

- 草津市における自転車に関する課題に迅速かつ効率的に解決するためには、ICT（情報通信技術）の利活用が必要不可欠です。
- 草津市には、多数の優れた技術や商品を持つ企業の集積に加え、研究開発機関や大学が立地しているため、ICTの利活用に関する高い研究開発ポテンシャルを有しています。
- また、草津市ではICタグを用い、「南草津地区における通勤・通学時の歩行者・自転車の安全環境整備のための社会実験」を実施していたことに加え、市営南草津駅自転車自動車駐車場に国内初のノンストップ自動ゲートを設置しているため、ICTの利活用に関する先進的かつ実用的な技術やノウハウ等を有するとともに、ICTに対して関係者の意識が高まっています。



図 5.2 市営南草津駅自転車自動車駐車場のノンストップ自動ゲート

- ICT 利活用に関する高い研究開発ポテンシャルを活かし産・官・学が連携して先進的かつ実用的な技術やノウハウ等を開発するとともに、開発した成果を積極的に利活用かつ展開していくことが**必要**です。

より必要性の強いコメントに変更



## 6. おわりに

本提言では、「草津市自転車安全利用検討委員会」における議論や検討の結果を踏まえ、市民の安全で快適な生活の確保の実現に向けた3つの課題と8つの取り組むべき施策について取りまとめました。

市民の安全で快適な生活の確保の実現には、自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止を推進することが必要であり、そのためには、自転車に関する課題の解決および自転車利用を促進に資する施策を推進することが重要です。

施策の推進にあたっては、5. に示した自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止を推進する体制を積極的に構築するとともに、

- 明確かつ実現可能な目標を設定すること
- 実効性や必要な期間・コスト等を勘案した効果的・効率的な計画を立案すること
- 各施策を一体的かつ総合的に取り組むこと
- 各施策の進捗状況や効果・課題を確認し、改善等のフィードバックを行うこと
- 各施策に関する広報・PR活動を積極的に展開すること
- 市民の安全で快適な生活の確保を目的とする他の施策との連携を図ること

などを考慮することによって、より大きな効果が望めます。

当委員会は、自転車利用者、市民、自転車小売業者、事業者、関係団体、学校、家庭、市が一体となり、本提言に示した施策を持続的かつ戦略的に取り組むことによって、自転車に関する課題の解決および自転車利用の促進を推進するとともに、市民の安全で快適な生活が実現することを期待します。